

監査公表第 90 号

住民監査請求監査結果公表

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、標記の請求に係る監査を行いましたので、請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 30 日

宮津市監査委員 中 村 明 昌

同 星 野 和 彦

(注) 宮津市個人情報保護条例に基づき個人情報を保護する観点から、個人及び特定の個人が識別される情報は省略した。

請求人に対する監査結果の通知文

宮監第 51 号

令和 3 年 3 月 30 日

請求人

(省 略)

宮津市監査委員 中 村 明 昌

同 星 野 和 彦

住民監査請求に基づく監査の結果について

請求人が令和 3 年 1 月 29 日付けで提起した住民監査請求について、監査の結果を決定したので別紙のとおり通知します。

決 定 書

第1 請求人

(省 略)

第2 請求の要旨 (原文のまま記載)

・ 誰が

宮津市長

・ いつ、どのような財務会計行為を行っているか

- ① 平成 16 年に襲来した台風 23 号で増水し被害をもたらした大手川の京都府による工事 (買収は国土交通省の法定受託事務) のために、宮津市所有の法定外公共物等 (市道敷地、里道、水路) を売却することなく潰すに任せている。
- ② 一般国道 178 号 (宮津市里波見内) の工事 (買収は国土交通省の法定受託事務) のために、平成 29 年 10 月 20 日付けで土地の使用承諾をして、売却等をするこもなくまた登記処理もなされていない。
- ③ 府道舞鶴宮津線 (宮津市山中地内) の工事のために、平成 30 年 2 月 22 日付けで土地の使用承諾をしているが、売却等をするこもなくまた登記処理もなされていない。
- ④ 府道舞鶴宮津線 (宮津市皆原～惣地内) の工事のために、令和 2 年 2 月 12 日付けで土地の交換協定をしているが、工事で潰れる法定外公共物で潰すに任せて売却等もなされず、登記もされていない土地が残っている。

・ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

法定外公共物 (里道・水路等) は行政財産であるが、従来は底地は国有地で、お金を掛けて工事・修繕等の管理を市長が行ってきた。

しかしこのような二重構造は複雑で、特に所有権のない土地の管理を市町に任せて負担のみを掛けることとなっていることが不当であるということから (その土地が売却されたら収入は国のものとなっていた)、平成 12 年頃に実施された地方分権一括推進により、平成 16 年度を最終めどとして法定外公共物の底地所有権は市町へ一括譲与されたものである。(平成 11 年 7 月 16 日蔵理第 2592 号法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて) 参照。

従って、問題としている法定外公共物 (里道・水路敷地等) は宮津市の所有物となっている。

住民監査請求は「違法若しくは不当な公金の支出、,,,,」に対してすることが出来るとされている (自治法第 242 条) ので「不当」と認められる財務関係行為についても認められるので、裁判による住民訴訟よりも判断基準は広くて柔軟である。

裁判による住民訴訟の判断基準は違法か適法かのみ判断基準である。

そこでまず、「不当」と言えるか否かを述べる。

法定外公共物（里道・水路敷地）は宮津市所有の行政財産である。

平成 12 年から始まった地方分権一括推進法による地方自治拡大に伴って、国（国土交通省）から一括譲与を受けたものである。

それまでは宮津市が費用を掛けて整備し維持管理してきたものであり、この譲与は当然のこととして考えられていて、他の行政財産と区別してその管理処分を軽微（粗末）に扱ってよいものではない。

法定外公共物（里道・水路敷地等）はれっきとした宮津市所有地（不動産）であるので、この上に国や京都府が河川・国道等の工事をするからと言っても、買収も登記もされることもなく、一方的に潰すに任せることを宮津市が容認しているのは「不当」と言う以外のなにものでもない。

例え相手が国や京都府であったとしても、この道理は何らかわらない。

そもそも地方分権一括推進法による地方分権の推進は、従来の機関委任事務を廃止して自治事務の拡大により、国・京都府・宮津市という上位下達関係の廃止と府・市の対等な地方公共団体の関係の構築（府と市は上下関係にあるものではなく、地方自治法上は役割分担が異なっているにすぎない）を実現したものなので、相手が国や京都府だからといって宮津市は相手に何ら遠慮しなければならない関係ではない。

問題にしている大手川等の市有地（里道・水路敷地等）は、買収等もされず登記もされずに潰すに任せる状態になっていて、この状態は「不当」な状態である。

買収等をしてもらって登記処理をされる必要があると考えるのが、市民感覚としては当然と考える。

大手川河川工事では、里導水路敷地以外の市有地（行政財産）は買収して登記されているので、同じ扱いにされるべきである。

次に以上述べた「不当」な状態が「違法」か「適法」か述べる。

この問題を整理する場合に、法治主義の原則から「適法」な処理がなされる必要があるので、例え何らかの改善（処理）がなされても許されない場合があるので、法治主義の観点から改善の方向性を述べる必要が有るからである。

関係法令として次のものを指摘する。

（財産の管理及び処分）地方自治法第 237 条以下

（行政財産の管理及び処分）地方自治法第 238 条の 4

第 1 項（私権の設定の制限）

第 2 項（行政財産の貸付け又は私権の設定ができる場合の特別規定）

（宮津市財務規則）行政財産及び普通財産の貸し付けについて規定している

(宮津市法定外公共物管理条例) 里道・水路等の管理について規定している
(宮津市法定外公共物管理条例施行規則) 里道・水路等の管理についての細部規定
(普通財産の管理及び処分) 地方自治法第 238 条の 5
(宮津市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例) 普通財産を無償等により処分又は貸付けできる場合を規定している。

※参考文献(地方自治法逐条解説)

法定外公共物(里道水路等)は行政財産であるが、自治法第 237 条は普通財産及び行政財産に共通して適用される条文である。

237 条第 2 項は「第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用が有る場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸付けてはならない」と規定している。

里道・水路敷地も当然この規定の適用を受ける。

この規定で重要なのは「、条例又は、、、」という部分で、条例の定めが有れば「、これを交換し出資の目的とし若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸付ける。」できることとなる。

この条例として宮津市が定めているのが先に指摘した「宮津市法定外公共物管理条例」及び「宮津市財産の交換・譲与・無償貸し付けに関する条例」である。

前者は里道水路敷地を用途廃止することなくそのまま管理等する場合に適用される。

後者は用途廃止をして普通財産とした場合に適用される。

もちろん条例の上位法として地方自治法が行政財産及び普通財産の管理処分について規定しているので、これに違反する管理処分はできないという制限枠組みが存在するので、これに違反する管理処分は行政財産も普通財産もできないこととなる。

問題としている大手川等の工事で潰されている里道・水路敷地が行政財産のままなのか用途廃止して普通財産になっているのかは不明であるが、特に何か検討された様子もなく潰すに任せている状態なので、用途廃止されていないと考えられる。

大手川の場合は、何ら法的措置(許可する又は貸付けする等)がなされていないので違法状態である。

国道 178 号(里波見)及び府道舞鶴宮津線(山中)は、京都府丹後土木事務所長からの申し出に基づいて「使用承諾」なるものを宮津市長が発行して、期限もなく永久的に河川・国道敷地として潰すことを承諾している体裁にはなっているが、これが「適法」なのか否かが問題となる。

地方自治法や市条例の根拠と手続きを踏まなければ「違法」である。

「使用承諾」なるものは全く地方自治法や市条例を意識せずに行われていると思われる。

地方自治法第 238 条の 4（行政財産の管理及び処分規定）で重要な部分は「、、その用途又は目的を妨げない限度において、、、」使用許可（第 7 項）も貸付け（第 2 項）も許されるということである。

行政財産のままでは「、、その用途は目的を妨げる、、、」内容の使用許可も貸付けもできないので、このような場合は用途廃止をして普通財産にする必要がある。

大手川の場合は、宮津市法定外公共物管理条例による使用許可も貸付け契約もされていないので違法である。

常識的判断では、里道・水路を完全に潰して河川や国道敷地にする場合は、外見上全く里道・水路の痕跡も無くなり、里道・水路の機能も全く無くなるので、このような内容の使用許可も貸付けも地方自治法上はできないし、かりに強引にやったとしても、違法無効である（自治法第 238 条の 4 第 6 項）。

このような場合は用途廃止をして普通財産とする必要があるものである。

国道 178 号（里波見）、舞鶴宮津線（山中）の「使用承諾」なるものは、地方自治法や法定外公共物の管理条例を全く意識もせず、永久的に潰すに任せることを承諾する内容のものとなっていて違法なものである。

このような「使用承諾」なるものは自治法上も条例上も何処にも規定されていない根拠の無いものである。

宮津市法定外公共物管理条例によると「国や地方公共団へ使用許可する場合は、許可に代わって協議で足りる、、、」とされているが、許可も協議も同じ内容のもので、地方自治法の規定の範囲で許可されることに代わりがない（、用途又は目的を妨げない範囲で許される。）（法定外公共物管理条例第 8 条）

条例をみても、使用許可できる場合は限定されていて協議の場合もこの許可事例に該当する場合に許可申請に変えて協議をすることで足りることを定めていることは明らかである。

管理条例第 8 条で「国又は地方公共団体が行う公共事業のために第 5 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとするときは、、、協議し、その同意を得れば足りる。」とされていて、協議ができるのは第 5 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合に限定されている。

この各号は（1）号から（5）号までであるが、それぞれ、地方自治法に規定する「、、用途又は目的を妨げない範囲、、、」に該当するものばかりで、河川敷地にするとか国道敷地にするためなどというものは存在していない。

それは当然で、永久的に河川敷地や道路敷地にするための許可も協議も認められていないからである。

里道や水路の法定外公共物を河川敷地や道路敷地にするために使用許可・協議をすることは地方自治法に規定する（、用途又は目的を妨げない範囲で許される。）に該当しないからである。

このような目的で使用させようとする場合は用途廃止して普通財産にする必要があるということである。

次に、里道・水路を用途廃止し普通財産とした場合にどのような処理が可能なのかを述べる。

法令としては地方自治法第 238 条の 5 及び「宮地市財産の交換・譲与・無償貸付け等に関する条例」、国の通達が問題となる（平成 11 年 7 月 16 日蔵理第 2592 号法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて）。

地方自治法によれば普通財産とすれば処分も貸付けも可能である。

ただし、無償や時価より低い価格で売却、貸付けを行う場合は条例の定めが必要となる（自治法第 237 条第 2 項）し、貸付けた場合も必要があればいつでも契約解除及び返還が可能となる特殊な貸付け契約となる。（自治法第 238 条の 5）

この条例が「宮津市財産の交換・譲与・無償貸付け等に関する条例」なので、これに従う必要がある。

条例によれば、公共事業の必要から国や地方公共団体が普通財産を必要としているときは、相手の持っている同種の財産と交換することは可能である。（条例第 2 条）

しかし、普通財産を譲与または時価より低い価格で譲渡する場合（条例第 3 条）、無償又は時価より低い価格で貸し付ける場合（条例第 4 条）は他の地方公共団体等にはできるが、国にはできない。（条例第 3 条、第 4 条）

地方公共団体に無償譲渡または無償貸し付けするのも義務規定ではなく「できる」規定である。

今回の大手川等でいうと、大手川及び国道 178 号（里波見）の場合は、法定受託事務で京都府が事業を推進しているが、用地買収は国土交通省名義の財産として取得されるので国の事業であるので無償の譲与は認められないし、無償の貸し付け契約も認められないこととなる。

これらのことは有償でなされなければならない。

そして、貸し付け契約は認められない。

なぜなら、自治法上は貸し付けはいつでも契約解除できるのであるが、河川にするとか道路にするとかの、契約解除を想定していない永久使用目的のための貸し付け契約は認められない。

従って有償で売却されなければならない。

舞鶴宮津線の場合は交換契約をしている部分は有効であるが、何も契約をしていない土地及び「使用承諾」している土地の部分は違法である。

この部分は貸し付け契約は上記の理由で不可であるが、売却又は譲与することは可能である。

いずれにしても、売却又は譲与されれば不動産登記をする必要がある。

参考に説明するが、地方公共団体からこの国への無償の土地の譲与又は無償の貸し付けをしない扱いは、昔から国が地方自治法第 237 条の解釈運用としてやっていたことである。

条例もこの国の解釈運用にもとづく模範条例準則をそのまま地方公共団体が採用する形で各市町村で条例化されているものである。

里道・水路等の法定外公共物が平成 16 年度をめぐりに公共団体へ一括譲与されたときも念押しの通知を国（大蔵省）が出している。（平成 11 年 7 月 16 日蔵理第 2592 号法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて）。

この中で「、市町村に譲与された法定外公共物を将来的に国の公共物の用に供する場合は、一般の市町村財産と同様の扱いによることとなる。従って、例えば、市町村に譲与した里道を将来的に一般国道の用に要することとなった場合においては、国として当該財産の国への再譲与を求めるものではない。」と言っている。

- ・その結果どのような損害が市に生じているのか
 - ・敷地の踏みつぶしが行われていて登記もされていないため、誰の財産か不明となり年月が過ぎるにしたがって権利を喪失する事となる。
 - ・売却すれば売却代金が入るのに、入るべき売却代金が入っていない（貸し付け可能な場合も同様である。）
- ・どのような措置を請求するのか

大手川及び国道 178 号（里波見）については里道・水路敷地の踏みつぶしが行われていて法令に基づく土地の処理が怠られている。

地方自治法及び条例に即して売却及び登記処理がなされるように請求する。

舞鶴宮津線についても踏みつぶしが行われていて土地の処理が怠られている。

売却が好ましいが条例上は譲与も可能なので売却又は譲与がなされ登記処置がなされるように請求する。

第3 請求の受理

本件請求は、令和 3 年 1 月 29 日に提起され、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に定める要件を具備するものとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和 3 年 1 月 30 日から同年 3 月 30 日まで

2 監査の対象部署

建設部土木管理課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和3年2月15日に請求人の陳述を聴取した。請求人は、宮津市職員措置請求書の追加記載申出書、並びに、証拠として、「国道178号里波見」、「大手川河川改修後」及び「府道舞鶴宮津線皆原～惣」の現場写真を提出した。

4 関係人の弁明書及び証拠提出

令和3年2月19日に宮津市長は弁明書及びこれに添付し証拠として河川法（抜粋）の写し、国有財産特別措置法（抜粋）の写し、宮津市法定外公共物管理条例の写し、宮津市法定外公共物管理条例施行規則の写し及び国有財産譲与契約書（舞財統第815号平成17年3月31日付け譲与人財務省近畿財務局京都財務事務所舞鶴出張所長譲受人宮津市長及び舞財統第817号平成17年3月31日付け譲与人財務省近畿財務局京都財務事務所舞鶴出張所長譲受人宮津市長）の写しを提出した。

5 関係人の陳述

令和3年2月19日に建設部土木管理課長及び同課建設総務係長の陳述を聴取した。関係人は、証拠として、「30丹土道第10号平成30年2月16日付土地使用の承諾について（依頼）」、「平成30年2月22日付土地使用の承諾について（回答）」の写し、「区域変更・供用開始 位置図 舞鶴宮津線 宮津市字山中地内」、「舞鶴宮津線平面図 宮津市山中地内」、「舞鶴宮津線用地平面図・用地測量図 宮津市山中地内」、「宮土第211号平成29年10月20日付土地使用の承諾について（回答）」の写し、「譲与法定外公共物・特定図面」、「9丹土道第130号平成29年10月17日付土地使用の承諾について（依頼）」、「国道178号（里波見）位置図」、「国道178号区域計画平面図」、「国道178号 用地実測図」、「宮津市字里波見小字浜田 旧土地台帳附属図面」の写し、「令和元年9月9日付施設受領書」の写し、「元丹土道第76号の1令和元年9月3日付国道178号防災・安全交付金（交安）工事に係る施設引渡について」、「国道178号防災・安全交付金（交安）工事 計画平面図」、「同 斜路工①構造図」、同工事の写真、同工事に係る「宮津市法定外公共物（里道）の譲与契約について（伺）」の原議書、一般国道178号用地買収にかかる契約書（案）の写し、宮津市字里波見小字浜田の地積測量図、同工事に係る斜路工構造図、「事務連絡平成30年11月5日付国道178号（里波見）防災・安全交付金（公安）工事の里道機能回復工事に要する用地について（依頼）」、「一般国道178号用地買収にかかる契約書」、同工事に係る地積測量図の写し、同工事に係る用地平面図及び大手川河川改修工事に係る図面一式を提出した。

第5 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1) 関係法令等

本件請求に係る関係法令等は、次のとおりである。

ア 地方自治法

(財産の管理及び処分)

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 略

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 行政財産は、次項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であって当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三・四 略

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 第3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8・9 略

（普通財産の管理及び処分）

第238条の5 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2・3 略

- 4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5～8 略

- 9 第7項に定めるもののほか普通財産の売払いに関し必要な事項及び普通財産の交換に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

イ 河川法

（一級河川、二級河川又は準用河川の指定に係る無償貸付け等）

第100条の2 一級河川又は二級河川の指定があった場合において、市町村が所有する当該一級河川又は二級河川の用に供される土地（一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川（以下「普通河川」という。）の用に供するため第三項又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第五条第一項第五号の規定により市町村に譲与されたものに限る。）は、当該土地が当該一級河川又は二級河川の用に供されている間、国に無償で貸し付けられたものとみなす。

- 2 準用河川の指定があった場合において、国が所有する当該準用河川の用に供される土地は、国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第二十一条及び第二十二条の規定にかかわらず、当該土地が当該準用河川の用に供さ

れている間、当該準用河川を管理する市町村長の統轄する市町村に無償で貸し付けられたものとみなす。

- 3 国土交通大臣は、一級河川、二級河川又は準用河川の指定が廃止された場合において、市町村が当該一級河川、二級河川又は準用河川の用に供されていた国の所有する土地を引き続き普通河川の用に供しようとするときは、当該土地について、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該普通河川を管理する市町村長の統轄する市町村に譲与することができる。

ウ 道路法

(道路の敷地等の帰属)

第 90 条 国道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（以下これらを「敷地等」という。）は国に、都道府県道又は市町村道の新設又は改築のために取得した敷地等はそれぞれ当該新設又は改築をした都道府県又は市町村に帰属する。

- 2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合においては、国有財産法第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

エ 国有財産法

(無償貸付)

第 22 条 普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に無償で貸し付けることができる。

- 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。

二～六 略

2・3 略

(譲与)

第 28 条 普通財産は、次に掲げる場合においては、譲与することができる。

- 一 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。
- 二 公共団体又は私人において公共用財産の用途に代わるべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生

じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。

三・四 略

オ 国有財産特別措置法

(譲与)

第5条 普通財産は、次に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することができる。ただし第三号及び第四号の場合にあっては、普通財産である土地については、この限りでない。

一 地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体（当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域に変更があった場合にその区域が新たに属した地方公共団体を含む。）が公共の用又は直接その用に供するとき。

二～四 略

五 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいい、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用又は準用される河川及び下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）が適用される下水道を除く。以下この号において同じ。）又は道路（道路法（昭和三十七年法律第百八十号）が適用される道路を除く。以下この号において同じ。）の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地（その土地の定着物を含む。）について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。

カ 宮津市法定外公共物管理条例

(占用等の許可)

第5条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、法定外公共物の機能を維持するための軽易な行為については、この限りでない。

- (1) 電柱、電線、公衆電話所、看板その他の工作物の設置
- (2) 水管、下水道管、電線管、ガス管その他の物件の設置
- (3) 流水（かんがい用水を除く。以下同じ。）の使用
- (4) 土石、竹木その他の産出物の採取
- (5) 掘削、盛土、切土その他の敷地の形状変更（第1号、第2号又は前号に掲げる行為のためにするものを除く。）

2 市長は、前項各号の行為がやむを得ないものであり、かつ、市長が定める

基準に適合し、当該法定外公共物の管理又は利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可をするものとする。

3 略

(許可の更新)

第7条 第5条第1項の許可の期間を更新しようとするときは、期間満了の日前7日までに市長の許可を受けなければならない。

(国等に関する特例)

第8条 国又は地方公共団体が行う公共事業のために第5条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が市長に協議し、その同意を得れば足りる。協議した事項を変更するときも、同様とする。

(用途廃止)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する法定外公共物について、用途を廃止することができる。

- (1) 既にその機能を喪失しており、かつ、将来においてもその機能を回復させる必要がないと認められるもの。
- (2) 代替の機能を有する施設（当該施設を公共物として市が新たに取得することが確実と認められるもの）の設置により存置の必要がないと認められるもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、法定外公共物として存置の必要がないと認められるもの

キ 宮津市法定外公共物管理条例施行規則

(許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、宮津市法定外公共物占用等許可申請書をそれぞれ正副各1通市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺50,000分の1以上）
- (2) 法務局備付けの公図の写し
- (3) 実測平面図（縮尺500分の1以上）
- (4) 河川の占用等（条例第5条第1項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）の場合にあっては、実測縦断面図（縦縮尺100分の1以上及び横縮尺500分の1以上）
- (5) 実測横断面図（縮尺500分の1以上）
- (6) 工作物の設計図又は物件の構造図（縮尺100分の1以上）
- (7) 境界確定図の写し（原本を証する旨の記載のあるもの）
- (8) 占用面積計算図書

- (9) 産出物の採取にあつては、採取量の積算の根拠を記載した書面
- (10) 当該許可の申請に係る行為に関して、他の行政庁の許認可の処分を受けているときは、当該処分を受けていることを証する書類

(許可基準)

第3条 条例第5条第2項の規定による許可基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 占用等の期間は、次に掲げるとおりであること。

ア 電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、電線管及びガス管については、5年以内

イ 流水（かんがい用水を除く。以下同じ。）の使用、産出物の採取及び敷地の形状変更については、1年以内

ウ その他の占用等については、3年以内

- (2) ～ (7) 略

(期間更新の許可申請)

第6条 条例第7条の規定により条例第5条第1項の許可の期間更新の許可を受けようとする者は、宮津市法定外公共物占用等期間更新許可申請書をそれぞれ正副各1通市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、期間更新前の許可書の写しを添付するものとする。

(国等の協議)

第7条 条例第8条の規定による協議をしようとする者は、宮津市法定外公共物占用等協議書をそれぞれ正副各1通市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書に添付する書類については、第2条第2項の規定を準用する。

ク 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1をこえるときは、この限りでない。

- (1) 本市において公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき

- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、本市の普通財産を必要とするとき

2 略

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき
- (3)・(4) 略

(普通財産の無償貸付又は減額貸付等)

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき
- (2) 略

2 略

(行政財産の無償貸付又は減額貸付等)

第5条 前条第1項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定により、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

ケ 法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて（平成11年7月16日付 蔵理第2592号大蔵省理財局長通知）

（中略）

この地方分権推進計画の内容を実施するため、本日付で公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。）第113条により、国有財産特別措置法第5条第1項が改正され、法定外公共物に係る国有財産を市町村に譲与するための根拠規定が設けられることになった。この改正規定は関連の規定とともに平成12年4月1日から施行されるので、下記の事項について留意されたい。

（中略）

記

1. 改正国有財産特別措置法第5条第1項第5号について（地方分権一括法第113条関係）

- (1) 本号は、地方分権推進計画に基づき、いわゆる法定外公共物のうち、里道、水路（溜池、湖沼を含む。）として現に公共の用に

供されている国有財産を市町村に譲与するための法律上の根拠を整備したものであり、機能を有している法定外公共物に係る国有財産について、市町村から本号の規定による譲与の申請があった場合においては、国は、(3)において今後とも国が管理する必要があるものを除き、当該申請のあった財産を、市町村に速やかに譲与するものとする。

(2) 略

(3) 本号の規定による譲与の対象となるものは、国土交通省所管の法定外公共物である里道・水路に限られている。したがって、農林水産省所管の財産である漁港区域又は国有林の区域内の里道・水路や、国営土地改良事業により設置された土地改良施設の用に供されている里道・水路にあつては、本号の譲与の対象とならないものである。なお、旧運輸省所管財産の港湾隣接地域内の里道・水路は、法定外公共物ではなく、上記の農林水産省所管の里道・水路と同様、本号の譲与の対象とならないので留意する。また、国の庁舎等の敷地内にある里道・水路や、里道・水路上に砂防設備等を国が設置している場合における当該公共物の敷地部分については、今後とも国が管理すべきものであるので、本号の規定による譲与の対象とはならないものである。

なお、内務省名義等で登記されている里道・水路であっても、国土交通省所管の法定外公共物として取り扱うべきものは、本号の規定による譲与の対象となる。これらに関して、市町村において判断がつかない場合にあつては、都道府県に照会するものとする。

(4) 略

2.3. 略

4. 譲与手続を完了する時期について

(1) 地方分権一括法附則第54条第1項において、市町村は「速やかに」譲与財産の特定作業をした上で譲与の申請を行うこととされているところであるが、地方分権推進計画の内容を早期に実現するため、原則として地方分権一括法の施行の日から5年以内（平成17年3月31日まで）に、法定外公共物に係る国有財産の譲与手続を完了することとする。

(2) よって、市町村にあつては、遅くとも平成16年度末までに機能を維持している法定外公共物の譲与を受けられるよう、別に定める期限までに市町村の区域内の譲与財産の特定作業及びその譲与申請を

終了すべきものである。

なお、やむを得ない事情により当該期限までに特定作業がしきれなかったものが生じた場合にあっては別途措置を講じる予定である。

5. 法定外公共物の財産管理について

(1)・(2) 略

(3) 平成 17 年 3 月 31 日までに市町村に譲与されなかった法定外公共物は、平成 17 年 3 月 31 日をもって一括して用途廃止し、同年 4 月 1 日以降は、国が直接管理するものである

(4) 略

6. その他の周知事項

上記 5 までの法定外公共物の譲与処理と併せて、下記の点についても都道府県及び市町村に対して周知徹底が図られるので了知されたい。

なお、これに伴い、必要となる改正通達についても追って発遣する予定である。

(1) 略

(2) 譲与財産を国の公共物の用に供する場合の取扱いについて

① 改正国有財産特別措置法第 5 条第 1 項第 5 号により市町村に譲与された法定外公共物である水路（普通河川）がその後 1 級河川又は 2 級河川の指定を受けた場合においては、地方分権一括法第 433 条において新たに設けられる河川法第 100 条の 2 第 1 項の規定により、当該市町村有の財産は、国に無償で貸し付けられたものとみなされることとなる。

② ①の場合のほか、市町村に譲与された法定外公共物を将来的に国の公共物の用に供する場合は、一般の市町村財産と同様の取扱いによることとなる。したがって、例えば、市町村に譲与した里道を将来的に一般国道の用に供することとなった場合においては、国として当該財産の国への再譲与を求めるものではない。

(3) 略

7. 略

コ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定による議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 150,000,000 円以

上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付きなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次の事実を認定した。

法定外公共物(里道・水路)については、従前は機能管理は市町村、財産管理は国とされていたが、平成12年4月1日施行された地方分権一括法に基づき国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項が改正され、機能と財産管理を一元化するため、法定外公共物に係る国有財産を市町村に譲与する根拠規定が設けられた。

宮津市においても、平成17年3月31日付で近畿財務局と国有財産譲与契約を締結し、譲与されている。

また、すでに市道敷内にある法定外公共物については、道路法第90条第2項の規定で譲与されている。

① 大手川について

平成16年10月の台風23号において大規模な浸水被害が発生し、平成16年12月27日に河川激甚災害対策特別緊急事業に採択され、5年間で短期集中的に河川改修事業が図られており、当該事業の中で、河川拡幅の際に、里道、水路及び市道の一部が河川敷内に取り込まれている。

② 一般国道178号(宮津市字里波見地内)について

一般国道178号(宮津市里波見地内)の拡幅工事に当たり、平成29年10月17日付9丹土道第130号により京都府丹後土木事務所長から宮津市字里波見の里道の一部に係る「土地使用の承諾について(依頼)」が提出されており、同年10月20日付宮土第211号により、京都府が管理する道路としての土地 사용을承諾している。

③ 府道舞鶴宮津線(宮津市字山中地内)について

府道舞鶴宮津線(宮津市字山中地内)の拡幅工事に当たり、平成30年2月16日付30丹土道第10号により京都府丹後土木事務所長から宮津市長に対し里道の一部に係る「土地使用の承諾について(依頼)」が提出されており、同年2月22日付で、京都府が管理する道路としての土地 사용을承諾している。

④ 府道舞鶴宮津線(宮津市字皆原～惣地内)について

府道舞鶴宮津線(宮津市字皆原～惣地内)の拡幅工事に当たり、令和2年2月12

日付で京都府丹後土木事務所長と宮津市長との間で土地交換協定を締結し、工事区域内の里道・水路の表示登記事務について、現在、京都府丹後土木事務用地課において手続きが進められており、京都府の表示登記完了後、土地の交換手続き及び登記処理を行うこととなっている。

(3) 監査委員の判断

○ 大手川河川激甚災害対策特別緊急事業に係る里道・水路の管理について

請求人は令和3年1月29日付監査請求書で問題としている部分（同監査請求書別紙用地平面図等赤着色部分）の里道及び水路について、宮津市がこれら里道及び水路部分の処理を怠り、潰すに任せているため、地方自治法及び条例に則して売却及び登記処理することを求めている。

しかし、当該里道、水路は、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により市町村に譲与されたものであるから、河川法第100条の2の規定により、当該土地が当該二級河川大手川の用に供されている間、国に無償で貸し付けられたものとみなされる。従って、宮津市がこれら里道及び水路部分の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。

よって、本請求を棄却する。

○ 大手川河川激甚災害対策特別緊急事業に係る市道の管理について

国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定以外の市道については、河川拡幅の際に河川敷内に取り込まれたものの、宮津市は河川敷内に取り込まれた市道部分上部に架かる橋梁を市道として管理し通行の用に供している。つまり、当該市道部分は、河川敷内に取り込まれたとはいえ、同市道部分上部の橋梁において、河川の拡幅前と変わらず通行の用に供されていると認められるから、宮津市が同市道部分の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。

よって、本請求を棄却する。

○ 国道178号（宮津市字里波見地内）について

請求人は令和3年1月29日付監査請求書で問題としている土地部分（同監査請求書別添土地使用承諾関係資料の13.89㎡図面赤着色部分）について、宮津市が当該里道の処理を怠り、潰すに任せているため、地方自治法及び条例に則して売却及び登記処理することを求めている。

しかし、当該里道については、京都府丹後土木事務所長から宮津市長に対し、土地使用の承諾について（依頼）が提出されており、平成29年10月20日付で京都府が管理する道路として土地使用が承諾され、宮津市は、平成30年11月27日付「一般国道178号用地買収にかかる契約書」に基づき、当該里道の代替施設を京都府から

取得し移管を受ける予定である。従って、宮津市が当該里道部分の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。

よって、本請求を棄却する。

○ 府道舞鶴宮津線（宮津市字山中地内）について

請求人は令和3年1月29日付監査請求書で問題としている土地部分（同監査請求書別添土地使用承諾関係資料の2.16㎡図面青着色部分）について、宮津市が当該里道の処理を怠り、潰すに任せているため、地方自治法及び条例に則して売却又は譲与の上、登記処理することを求めている。

しかし、当該里道については、京都府丹後土木事務所長から宮津市長に対し、土地使用の承諾について（依頼）が提出されており、平成30年2月22日付により、京都府が管理する道路として土地使用を承諾している。

同土地使用承諾に基づき、京都府は、府道舞鶴宮津線道路改良事業の一環として、当該里道部分を階段状に整備する改良工事を施した。現在、同改良工事は完了し、当該里道部分は、その余の里道部分と一体的に、府道舞鶴宮津線に出るための里道として宮津市が管理し通行の用に供している。すなわち、京都府の実施した改良工事によって、当該里道部分の形状が階段状のものに変更・整備されたものの、当該里道は、従前同様、宮津市が管理し府道舞鶴宮津線に出るための里道として機能しているのであるから、宮津市が当該里道の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。よって、本請求を棄却する。

○ 府道舞鶴宮津線（宮津市字皆原～惣地内）について

請求人は令和3年1月29日付監査請求書で問題としている土地部分（同監査請求書別添用地平面図等の赤着色部分）について、宮津市が当該里道及び水路の処理を怠り、潰すに任せているため、地方自治法及び条例に則して売却又は譲与の上、登記処理することを求めている。

しかし、本件については、京都府との間で締結された令和2年2月12日付協定書に基づき現在も事業進捗が図られており、京都府との調整等も事業進捗に併せて進められているところであるから、宮津市が当該里道及び水路の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。

よって、本請求を棄却する。

○ 土地の使用承諾について

宮津市法定外公共物管理条例施行規則第7条は、宮津市法定外公共物占用等協議書を正副各1通市長に提出しなければならないと規定している。

国道178号（宮津市字里波見地内）及び府道舞鶴宮津線（宮津市字山中地内）の請

求人が問題とする里道については、京都府丹後土木事務所長から当該「協議書」の提出はないものの、「土地使用承諾依頼書」が提出されており、同土地使用承諾依頼書の内容は、上記宮津市法定外公共物管理条例施行規則第 7 条が規定する協議書の内容を満たすものであるから、同土地使用承諾が不当・違法なものであるとは認められない。

ただし、土地使用承諾依頼書の内容が宮津市法定外公共物占用等協議書の内容を満たすものであるとはいえ、疑義が生じないよう、様式を整理されることを望む。

3 結語

以上の判断により、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により主文のとおり決定する。

令和 3 年 3 月 30 日

宮津市監査委員 中 村 明 昌

同 星 野 和 彦